

# 未払賃金立替払制度

「未払賃金立替払制度」とは、働いている会社が倒産したことにより、給料がもらえないまま退職した従業員に対して、国(独立行政法人労働者健康安全機構)がその給料の8割を従業員に立替払いする制度である。

①については、会社が労働・パート・外国人など含むの要件は、①倒産日の6カ月前の日から2年の間に退職したこと(例:2019年1月1日に倒産した場合、2018年7月1日から2020年6月30日までに退職したこと)、②未払給料額などについて、証明をもらうこと(法律上の

金額には退職日の年齢によって上限があり、最も多い金額は、45歳以上の370万円×80%＝296万円となる。

未払賃金の立替払の請求ができる期間は、破産手続開始の裁判所の決定または命令(事実上の倒産の場合)は労働基準監督署長の認定)日の翌日から起算して2年以内である。

## 倒産した会社の月給十退職金

# 8割を従業員に

の家族の生活の安定を目的としている。この制度を利用するための要件は次のとおりである。

倒産した会社の要件は、  
①労災保険法の規定が適用される事業であったこと、  
②1年以上事業を行っていたこと、  
③倒産したこと、

がある。前者には、破産、特別清算、民事再生および会社更生の4つがある。後者は、中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、給料を支払う能力がない場合をいい、労働基準監督署長の認定が必要となる。

倒産の場合には破産管財人などが証明し、事実上の倒産の場合には労働基準監督署長が確認する)である。

この制度について詳しく知りたい方は、お近くの労働基準監督署又は社会保険労務士へご相談いただきたい。

次に、従業員(アルバイト

料の立替払としてもらえる

【愛知県会 社会保険労務士 佐々木健二】

ちなみに年齢も同じです。

A あなは、会社に出勤するラッスして休給する必要休日と言っ

Q 私務で土・月休日出曜日、同した。したところの方が多きがいき当に差額か?